

## 公的年金からの市民税・府民税・森林環境税の特別徴収について

令和8年4月1日現在65歳以上の公的年金を受け取られている人のうち、令和7年中の公的年金所得に基づく市民税・府民税・森林環境税を納める義務がある人は、公的年金から年金分の市民税・府民税・森林環境税（※）が差し引かれます（特別徴収）。

（※）生命保険会社等から支払われる個人年金に対する市民税・府民税・森林環境税は特別徴収の対象外です。

### 特別徴収とは

公的年金の支払をする年金保険者（日本年金機構等）が、公的年金から年金分の市民税・府民税・森林環境税を差し引き、市へ納める制度です。

### 特別徴収税額について

#### ① 今年度から特別徴収が始まる人

（ア）特別徴収が始まるまでは、普通徴収（納付書又は口座振替）の方法により第1期（7月末納期限）・第2期（9月末納期限）の2回で、令和8年度市民税・府民税・森林環境税のうち半額を納めていただきます。今年度から特別徴収が始まる人は、ご自身で納付いただく税額がありますのでご注意ください。

（イ）令和8年10月・12月・令和9年2月の各月は、年金分の税額から（ア）の合計を差し引いた残額の3分の1の金額が特別徴収されます。

#### ② 昨年度から継続して特別徴収されている人

（ア）令和8年4月・6月・8月の各月は、令和7年度に公的年金から徴収された税額の6分の1に相当する金額が特別徴収されます（仮特別徴収額）。

（イ）令和8年10月・12月・令和9年2月の各月は、年金分の税額から（ア）の合計を差し引いた残額の3分の1の金額が特別徴収されます。

### よくあるご質問

Q1 市民税・府民税・森林環境税が年金から差し引かれることで負担する税額は変わりますか。

A1 変わりません。この制度は、年金分の市民税・府民税・森林環境税の納税方法を年金から差し引くこととするもので、新たな税額負担が生じるものではありません。

Q2 公的年金の市民税・府民税・森林環境税の徴収方法は、納税者本人の意思で選択できますか。

A2 できません。地方税法により、本人の意思による選択は認められていません。

Q3 公的年金からの特別徴収が中止されることはありますか。

A3 あります。年度途中で年金分の市民税・府民税・森林環境税の支払いが完了する場合や、公的年金の支給が停止した場合に、特別徴収が中止されることがあります。

納税通知書の詳しい見方については、裏面をご覧ください。

# 納税通知書の見方

## ① 年税額及び徴収方法別の税額

年金から差し引かれる年税額（総額）は、課税明細書（2枚目）の「年金特別徴収税額⑰（黒枠部分）」に記載されています。毎回の年金支給時（徴収月）に差し引かれる金額の明細は、納期明細書（3枚目）の明細欄（②）に記載されています。

### 課税明細書（2枚目）

配偶者		扶 養			扶 障		特 別	本人該当区分				専従者		他 事業所 家 属 数			
控 配	老 配	特 定	同 居	老 人	16歳未満	一 般		同 居	特 障	他 障	未 成 年	特 障	他 障		寡 婦	ひ と り 親	勤 学

内 訳	税 額 ⑮	
	年金特別徴収税額 ⑰	
	普通徴収税額 ⑱	
所得額より控除できなかった配当金等・株式等譲渡所得割額控除額		
	還 付 額	

## ② 公的年金から特別徴収される税額（年金支給時ごとの税額）

## ③ 令和9年4月・6月・8月に公的年金から特別徴収される税額（仮特別徴収額）

③の各徴収月に記載される仮特別徴収税額は、令和8年度の年金分の市民税・府民税・森林環境税の6分の1に相当する金額です。

## ④ 年税額のうち普通徴収（納付書又は口座振替）で納める税額

④に金額が記載される人は、公的年金以外にも所得があり、その所得に対して課税されている人や、公的年金からの特別徴収が行われない期間がある人です。

### 納期明細書（3枚目）

#### 市民税・府民税・森林環境税納期明細書

納税義務者

宛名番号

#### ② 昨年度に通知した公的年金から特別徴収の方法によって仮徴収する額及び徴収月

徴 収 月	令和8年4月	令和8年6月	令和8年8月
仮特別徴収税額 (円)			

昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した上記の額を特別徴収の方法によって仮徴収します。

#### ③ 公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

徴 収 月	令和8年10月	令和8年12月	令和9年2月
特別徴収税額 (円)			

#### ④ 特別徴収を行う公的年金の種類、支払者の名称及び法人番号

公的年金の種類	
支払者の名称	
法人番号	

#### ③ 来年度に公的年金から特別徴収の方法によって仮徴収する額及び徴収月

徴 収 月	令和9年4月	令和9年6月	令和9年8月
仮特別徴収税額 (円)			

#### ④ 普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限

期 別	納 期 限	納 付 額 (円)	充 当 額 (円)	充 当 後 納 付 額 (円)
1 期	令和8年7月31日			
2 期	令和8年9月30日			
3 期	令和8年11月30日			
4 期	令和9年2月1日			

<口座振替をご利用の方へお知らせ>

口座振替をご利用の場合は、本通知書1枚目左下に記載の口座（個人情報保護のため口座番号は下3桁を\*表示しています。）から、上記納付額を、一括納付の方は第1期の納期限の日に、期別の方は各納期限の日に自動振替させていただきます。振替日に預金残高不足にならないよう、振替日の前日までに、預金残高の確認をお願いします。なお、振替確認は、預金通帳でお願いいたします。

○普通徴収とは、市が納税義務者に納税通知書等を送付し、納税義務者本人が納期限までに納付書または口座振替により、納めていただく方法です。

○特別徴収とは、給与や年金の支払者が市からの通知に基づき、給与や年金を支払う際に税額を徴収し、納めていただく方法です。

## 問合せ先

京田辺市役所 市民部 税務課 市民税係 0774-64-1317